

社会福祉法人並木福社会評議員報酬等規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人並木福社会定款第8条に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 評議員が評議員会に出席した場合、その他業務のため旅行をした場合は、次に掲げる報酬を支給する。

日当 日額5,000円(手取額)

(費用弁償)

第3条 評議員が評議員会に出席した場合、その他業務のため旅行をした場合は、次に掲げる費用を弁償する。ただし、交通費が費用弁償の額を超える場合は、本人の選択により費用弁償額又は実費交通費のいずれかを支払う。

交通費 日額1,000円

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は平成31年4月1日から施行する。

社会福祉法人並木福社会役員報酬等規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人並木福社会定款第21条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員が評議員会及び理事会に出席した場合、監査を実施した場合、その他業務のため旅行をした場合は、次に掲げる報酬を支給する。

日当 日額 5,000円（手取額）

(費用弁償)

第3条 役員が評議員会及び理事会に出席した場合、監査を実施した場合、その他業務のため旅行をした場合は、次に掲げる費用を弁償する。
ただし、交通費が費用弁償の額を超える場合は、本人の選択により費用弁償額又は実費交通費のいずれかを支払う。

交通費 日額 1,000円

(費用弁償の制限)

第4条 施設職員が役員を兼ねるときは、職員として受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、役員としての報酬は支給しない。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は平成31年4月1日から施行する。
3. この規程は令和3年6月1日から施行する。